

事務連絡  
令和2年2月28日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を  
防止するために」について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護事業所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）、及び「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）等にてお示ししているところです。

今般、介護事業所等が行うべき新型コロナウイルスの感染防止対策について、より一層の周知を図るため、別添の通りリーフレットを作成いたしましたので、管内の介護事業所等に対する周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

【別添】

「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」

# ⚠️ 介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために

## 1 咳エチケットや手洗い等の徹底

職員、利用者のみならず、委託業者等も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう。



## 2 出勤前の職員／送迎前の利用者の体温計測

- 利用者と接する介護職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等、すべての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底しましょう。
- 利用者の送迎前には本人・家族又は職員が**本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断り**しましょう。



## 3 面会の制限

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。面会がある場合は、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りするようにしましょう。



## 4 委託業者からの物品の受け渡しは玄関で

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行いましょう。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館をお断りするようにしましょう。



高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える方については、

**37.5℃以上の発熱が2日以上続いた場合／強いだるさや息苦しさがある場合**  
には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

施設において、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果確定まで間が空く場合は…

- 感染の疑いがある利用者を原則個室に移す
- 感染の疑いがある利用者が部屋を出る場合はマスクをする
- 感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等は、可能な限り担当職員を分ける